

資料 リブ・イン・ピース @ カフェ憲法問題連続企画 第6回基本的人権はいかにして獲得されてきたか フランス革命記念日によせて

1 大憲章 (マグナ・カルタ Magna Carta)

1215年6月15日、イングランドで制定された憲章。

王の権力を法で縛る「法の支配」の原型。前文と63ヶ条から構成。(現在は廃止)成立後、短期間のうちに廃棄。再確認を繰り返したが、長い間忘れ去られていた。17世紀に再度注目される。

- 1 教会は国王から自由
- 12 王の決定だけでは戦争協力金などの名目で税金を集められない
- 13 自由都市(ロンドンなど)の交易の自由、関税自主権
- 14 王が議会を招集しなければならない場合を定める
- 39 人民は国法が裁判によらなければ自由や生命、財産をおかされない

2 権利の請願 (The Petition of Right)

1628年にイングランドの議会から国王チャールズ1世に対して出された請願。王を刺激しないよう、穏便な「請願」の形をとって議員が王に提出。

- ・ 何人も議会の同意なしに贈与・公債・献上金・租税その他同種の金銭上の負担を強制されないこと。また何人もこれを拒否したために出頭を求められたりその他の方法で苦痛を加えられたりすることのないこと。
- ・ 自由人は理由を示されずに逮捕または投獄されることのないこと。
- ・ 住民はその意志に反して陸海軍人を彼らの家に宿泊させることを強制されないこと。
- ・ 軍法による裁判を命じる授權状は撤回され無効とされること。

3 権利章典 (Bill of Rights)

「臣民の権利と自由を宣言し、王位の継承を定めるための法」
1689年、名誉革命直後の権利宣言を法制化したもの。

- 1 議会の同意なくして国王の権限によって法律の効力を停止したり、その執行を停止したりするとされた権力は違法である。
- 2 法律ないしその執行適用を免除することは違法である。
- 3 教会問題についての裁判所を設立することは違法にして悪質である。
- 4 議会の同意によらない国王大権による資金集めは違法である。
- 5 国王に請願することは臣民の権利であり、そのような請願を理由とした拘禁ないし訴追は違法である。
- 6 議会の同意なくして王国内に平時に常備軍を募り、維持することは違法である。
- 7 プロテスタントの臣下が自衛のために武器を所持することは合法である。
- 8 議員の選挙は自由であるべきである。
- 9 議会における言論、討論は自由であり、いかなる裁判所でも議会の外においても弾劾されたり問題に問われたりするべきではない。
- 10 法外な保釈金や法外な罰金を科してはならない。また残虐で尋常でない処罰を科してはならない。
- 11 陪審員はしかるべき方法で選出し、大逆罪の裁判に関わる陪審員は自由土地保有者であるべきである。
- 12 刑罰の確定前の罰金などは違法であり、無効である。
- 13 問題を改善し、法を修正、強化、保持するために議会は頻繁に開催されるべきである。

そして聖俗貴顕ならびに庶民は、前記事項をその全体としても個々のものとしても自分たちの疑うことのない権利であり自由であると主張し、要求し、そして断固求めるものである。そして前記事項のいずれかにおいて人権の侵害となるようないかなる宣言、審判、行動または手続きも、いかなる形においても今後は重きをおいたり前例としたりしてはならないものとする。

「(C) 2003.10. 友清理士; 2004.12.3 歴史文書邦訳プロジェクト」より

4 アメリカ 13 州の独立宣言 1776 年 7 月 4 日

人の営みにおいて、ある人民にとって、他の人民と結びつけてきた政治的な絆を解消し、自然の法や自然の神の法によってその資格を与えられている独立した、対等の地位を地上の各国のうちで得ることが必要となるとき、人類の意見をしかるべく尊重するならば、その人民をして分離へと駆り立てた原因を宣言することが必要とされるだろう。

我らは以下の諸事実を自明なものと見なす。すべての人間は平等につくられている。創造主によって、生存、自由そして幸福の追求を含むある優すべからざる権利を与えられている。これらの権利を確実なものとするために、人は政府という機関をもつ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。いかなる形態であれ政府がこれらの目的にとって破壊的となるときには、それを改めまたは廃止し、新たな政府を設立し、人民にとってその安全と幸福をもたらすのに最もふさわしいと思える仕方でのその政府の基礎を据え、その権力を組織することは、人民の権利である。確かに分別に従えば、長く根を下ろしてきた政府を一時の原因によって軽々に変えるべきでないということになるだろう。事実、あらゆる経験の示すところによれば、人類は善悪が忍びうるものである限り、慣れ親しんだ形を廃することによって非を正そうとするよりは、堪え忍ぼうとする傾向がある。しかし、常に変わらず同じ目標を追及しての権力乱用と権利侵害が度重なり、人民を絶対専制のもとに帰せしめようとする企図が明らかとなるとき、そのような政府をなげうち、自らの将来の安全を守る新たな備えをすることは、人民にとっての権利であり、義務である。これら植民地が堪え忍んできた苦難はそうした域に達しており、植民地をしてこれまでの統治形態の変更を目指すことを余儀なくさせる必要性もまた明らかである。

IN CONGRESS, JULY 4, 1776.
THE UNANIMOUS DECLARATION OF THE
THIRTEEN UNITED STATES OF AMERICA.

WHEN, in the Course of human Events, it becomes necessary for one People to dissolve the Political Bands which have connected them with another, and to assume, among the Powers of the Earth, the separate and equal Station to which the Laws of Nature and of Nature's GOD entitle them, a decent Respect to the Opinions of Mankind requires that they should declare the Causes which impel them to the Separation.

We hold these Truths to be self-evident, that all Men are created equal, that they are endowed, by their CREATOR, with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the Pursuit of Happiness.--That to secure these Rights, Governments are instituted among Men, deriving their just Powers from the Consent of the Governed, that whenever any Form of Government becomes destructive of these Ends, it is the Right of the People to alter or to abolish it, and to institute new Government, laying its Foundation on such Principles, and organizing its Powers in such Form, as to them shall seem most likely to effect their Safety and Happiness. Prudence, indeed, will dictate, that Governments long established, should not be changed for light and transient Causes; and accordingly all Experience hath shewn, that Mankind are more disposed to suffer, while Evils are sufferable, than to right themselves by abolishing the Forms to which they are accustomed. But when a long Train of Abuses and Usurpations, pursuing invariably the same Object, evinces a Design to reduce them under absolute Despotism, it is their Right, it is their Duty, to throw off such Government, and to provide new Guards for their future Security. Such has been the patient Sufferance of these Colonies; and such is now the Necessity which constrains them to alter their former Systems of Government.

千七百七十六年第七月四日亜米利加十三州
独立ノ檄文

福沢諭吉訳

人生已ムヲ得ザルノ時運ニテ、一族ノ人民、他
国ノ政治ヲ離レ、物理天道ノ自然ニ從テ世界中ノ
万国ト同列シ、別ニ一國ヲ建ルノ時ニ至テハ、其
建国スル所以ノ原因ヲ述べ、人心ヲ察シテ之ニ布
告セザルヲ得ズ。

天ノ人ヲ生ズル八億兆皆同一轍ニテ、之ニ附与
スルニ動カス可カラザルノ通義ヲ以テス。即チ其
通義トハ人ノ自カラ生命ヲ保シ自由ヲ求メ幸福ヲ
祈ルノ類ニテ、他ヨリ之ヲ如何トモス可ラザルモ
ノナリ。人間ニ政府ヲ立ル所以ハ、此通義ヲ固ク
スルタメノ趣旨ニテ、政府タランモノハ其臣民ニ
満足ヲ得セシメ初テ真ニ權威アルト云フベシ。政
府ノ処置、此趣旨ニ戾ルトキハ、則チ之ヲ变革シ
或ハ之ヲ倒シテ、更ニ此大趣旨ニ基キ、人ノ安全
幸福ヲ保ツベキ新政府ヲ立ルモ亦人民ノ通義ナリ。
是レ余輩ノ弁論ヲ俟タズシテ明了ナルベシ。
因循姑息ノ意ヲ以テ考フレバ、旧来ノ政府ハ一旦
輕卒ノ挙動ニテ変ジ難シト思フベシ。然レドモ同
一ノ人民ヲ目的ト為シテ強奪ヲ恣ニシ悪俗ヲ改
メシメズンバ、遂ニハ自主自裁ノ特權ヲ以テ国内
ヲ悩マスニ至ルベシ。故ニ斯ノ如キ政府ヲ廢却シ
テ後來ノ安全ヲ固クスルハ、人ノ通義ナリ、亦人
ノ職掌ナリ。方今我諸州正シク此ノ難ニ罹レル
ガ故ニ、政府旧来ノ法ヲ变革スルハ諸州一般止ム
得ザルノ急務ナリ。

今日のグレートブリテン国王の歴史は、繰り返された侮辱と権利侵害の歴史であり、その事例はすべてこれらの諸邦に絶対君主制を樹立することを直接の目的としている。それを証明すべく、偏見のない世界に向かって一連の事実を提示しよう。

公共の利益のために最も穏当かつ必要な法律に裁可を与えることを拒否した。

緊急かつ切迫した要のある法律を通過させることを総督に禁じ、総督をして国王の裁可が得られるまでその権能において保留させることを課し、そのようにして保留させた上で（裁可すべき）法を全く閑却した。広範な地域の人民のための他の法を通過させることを拒み、その人民に本国の立法府において代表される権利を放棄することを求めた。そのような権利は人民にとってかけがえのないものであり、これを恐れるは専制君主のみである。

立法府を普通でない、公文書の保管所からも離れた不便な地に召集した。疲弊させることにより本国の施策に従わせんとするためである。

人民の権利の侵害に対し断固とした雄々しい決意をもって反対した代議院をたびたび解散した。

そのような解散ののち、長きにわたって新たな代議員が選出されるようにはからうことを拒否した。これにより、消滅することのない立法権限は人民全体にその行使が返還されたのである。その間もその邦は外からの侵略、内なる騒乱のあらゆる危険にさらされていたのである。

The History of the present King of Great-Britain is a History of repeated Injuries and Usurpations, all having in direct Object the Establishment of an absolute Tyranny over these States. To prove this, let Facts be submitted to a candid World.

HE has refused his Assent to Laws, the most wholesome and necessary for the public Good.

HE has forbidden his Governors to pass Laws of immediate and pressing Importance, unless suspended in their Operation till his Assent should be obtained; and when so suspended, he has utterly neglected to attend to them.

HE has refused to pass other Laws for the Accommodation of large Districts of People, unless those People would relinquish the Right of Representation in the Legislature, a Right inestimable to them, and formidable to Tyranny only.

HE has called together Legislative Bodies at Places unusual, uncomfortable, and distant from the Depository of their public Records, for the sole Purpose of fatiguing them into Compliance with his Measures.

HE has dissolved Representative Houses repeatedly, for opposing with manly Firmness his Invasions on the Rights of the People.

HE has refused for a long Time, after such Dissolutions, to cause others to be elected; whereby the Legislative Powers, incapable of Annihilation, have returned to the People at large for their exercise; the State remaining, in the mean Time, exposed to all the Dangers of Invasion from without, and Convulsions within.

英国王ノ行ヒヲ論ズレバ不仁慘酷ノ他ニ記スベキモノナク、専ラ暴政ヲ以テ我諸州ヲ抑圧セリ。今其事^{その}事實ヲ枚挙シ之ヲ世界ニ布告シテ其明論ヲ待ツベシ。

英国王、世上一般ノ利益ノタメ欠ク可ラザルノ良法ヲ採用セズ。

急要ノ事件^{さしおこ}指起ルトキ、其土地ノ奉行ニテ法ヲ立ントスルモ、英国王^{これ}之ヲ禁ジテ、王ノ免許ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ施行セシメズ。加^{しかのみならず}之^は斯ク其施行ヲ禁ジ、王八自カラ之ヲ忘却シテ意ヲ用ユルコトナシ。

英国王、州内一般ニ的当セル法令ヲ施スコトヲ拒ミ、其人民ヲシテ国法ヲ會議セシムルノ通義ヲ破レリ。此通義ハ人民ニ於テハ甚^{はなは}ダ貴重ニシテ、暴政ヲ行ハントスル者ノ恐ル、所ナリ。

英国王、其国法ヲ會議スル場所ヲ不都合ナル遠地ニ設ケテ人民ノ議論ヲ避ルハ、人ヲシテ奔走ニ疲レ余議ナク其法ニ従ハシメント欲スルナリ。

英国王、果断ヲ以テ人民ノ通義ヲ破ラント欲シ、^{しばしば}屢々国民ノ會議局ヲ廢シタリ。

英国王、此會議局ヲ廢シテ更ニ再建ヲ拒ミ、之ニ由テ国政ヲ議スルノ權ハ自カラ国民ニ歸シ、其本国ハ内外ノ危害ヲ蒙ルニ至レリ。

これら諸邦の人口を抑制せんと努めた。その目的のために外国人帰化諸法を妨害し、この地への移民を促進する他の諸法の通過を拒み、新たな土地の割り当ての条件をつり上げた。

司法権を確立させる諸法への裁可を拒否することにより、司法の執行を妨害した。

判事を、その地位、俸給額、俸給の支払いについて、己の意志にのみ依存せしめた。

おびただしい数の新たな官職を創設し、この地へ官吏の大群を送って我々が人民を悩ませ、我々が物資を蚕食した。

平時において我らのうちに、我らの立法府の同意なく常備軍を駐留させた。

軍部を文民権力から独立させ、それに優越させようと努めた。

我らを、我々が国制にとって異質で我々が法によって認められていない権限のもとにおくべく（本国議会と）共謀し、本来の権能を逸脱した立法府の下記の目的の諸法に裁可を与えた。

我らのうちに大規模な軍を宿営させる

その兵がこれら諸邦の住民に対して殺人を犯しても、みせかけばかりの裁判をすることによって処罰を免れさせる

世界各地と我らの通商を遮断する

我らの同意なく我らに税を課する

多くの場合において陪審に基づく裁判の恩恵を奪う

HE has endeavoured to prevent the Population of these States; for that Purpose obstructing the Laws for Naturalization of Foreigners; refusing to pass others to encourage their Migrations hither, and raising the Conditions of new Appropriations of Lands.

HE has obstructed the Administration of Justice, by refusing his Assent to Laws for establishing Judiciary Powers.

HE has made Judges dependent on his Will alone, for the Tenure of their Offices, and the Amount and Payment of their Salaries.

HE has erected a Multitude of new Offices, and sent hither Swarms of Officers to harrass our People, and eat out their Substance.

HE has kept among us, in Times of Peace, Standing Armies, without the Consent of our Legislatures.

HE has affected to render the Military independent of and superior to the Civil Power.

HE has combined with others to subject us to a Jurisdiction foreign to our Constitution, and unacknowledged by our Laws; giving his Assent to their Acts of pretended Legislation:

FOR quartering large Bodies of Armed Troops among us:

FOR protecting them, by a mock Trial, from Punishment for any Murders which they should commit on the Inhabitants of these States:

FOR cutting off our Trade with all Parts of the World:

FOR imposing Taxes on us without our Consent:

FOR depriving us, in many Cases, of the Benefits of Trial by Jury:

英国王、我諸州ニ人口ノ繁殖スルヲ妨ゲント欲シ、外人帰化ノ法ヲ廢シテ其移住ヲ禁ジ、土地分配ノ新法ヲ立タリ。

英国王、此国ニ裁判ノ權ヲ附与スルヲ拒テ裁判局ヲ廢シタリ。

英国王、特權ヲ恣ニシテ官爵ヲ与奪シ俸禄ヲ増減セリ。

英国王、新ニ官史ヲ命ジテ此国ニ送り、国内ニ群集シテ我州民ヲ煩ハシメ、我州民ノ膏血ヲ竭サシメタリ。

英国王、我輩ノ衆議ニ戻テ無事ノ時モ州内ニ常備兵ヲ設ケタリ。

英国王、文武両局ヲ別チ武局ヲ以テ文局ノ右ニ置タリ。

英国王、我法律ニ戻リ、我政治ニ異ナル一殊ノ政ヲ以テ我人民ヲ制伏セント欲シ、徒党ヲ結テ其党ノ議定シタル偽法ヲ許シタリ。

蓋シ其趣旨ヲ察スルニ、斯ノ如クシテ我国内ニ大兵ヲ送ラントスル為メナリ。大兵ヲ送テ我州民ヲ殺害スルトモ、空論ヲ述テ其罪ヲ遁レントスル為メナリ。

我国ト世界中トノ貿易ヲ絶ントスル為メナリ。

我州民ノ承服セザル賦税ヲ収斂セントスル為メナリ。

でっちあげの罪状によって我らを海の向こうへ移送して裁く

隣接する植民地（カナダ）において英国法の自由な体制を廃し、そこに専横的な政府を設立し、その境界を広げることによって、その地を我らが植民地にも同様の専制支配を導入するための先例とし、格好の道具とする

我らの特許状を取り上げ、我らの貴重この上ない法を廃し、我らの政府の形態を根本的に変更する

我ら自身の立法権限を停止し、いかなる場合においても我らに代わって立法する権限が自分たち（本国議会）にあると宣言した

我らを国王の保護の外にあると宣言し、我らに戦争をしかけることによって我らの統治を放棄した。

我らの領海を収奪し、沿岸を荒らし、町を焼き、人民の命を奪った。

現在も外国人傭兵の大軍を送ってくるところで、それにより、最も野蛮な時代にさえその比をみない、およそ文明国の元首の名に値しない残虐と不実の状況を伴って始められた死と荒廃と専制を完成させようとしている。

公海において捕らえられた我らが同胞たる市民に祖国に対して武器を取らせ、その友人兄弟を処刑するか、さもなくばその手にかかって自らが命を落とすようにしている。

我らのうちに内乱をひき起こし、我らが辺境の住人に対し情け知らずのインディアンをけしかけようと努めた。インディアンの戦い方が、年齢、性別、社会的地位に関わりなく無差別に殺害するものであることはよく知られている。

FOR transporting us beyond Seas to be tried for pretended Offences:

FOR abolishing the free System of English Laws in a neighbouring Province, establishing therein an arbitrary Government, and enlarging its Boundaries, so as to render it at once an Example and fit Instrument for introducing the same absolute Rule into these Colonies:

FOR taking away our Charters, abolishing our most valuable Laws, and altering fundamentally the Forms of our Governments:

FOR suspending our own Legislatures, and declaring themselves invested with Power to legislate for us in all Cases whatsoever.

HE has abdicated Government here, by declaring us out of his Protection, and waging War against us.

HE has plundered our Seas, ravaged our Coasts, burnt our Towns, and destroyed the Lives of our People.

HE is, at this Time, transporting large Armies of foreign Mercenaries to complete the Works of Death, Desolation, and Tyranny, already begun with Circumstances of Cruelty and Perfidy, scarcely paralleled in the most barbarous Ages, and totally unworthy the Head of a civilized Nation.

HE has constrained our Fellow-Citizens, taken Captive on the high Seas, to bear Arms against their Country, to become the Executioners of their Friends and Brethren, or to fall themselves by their Hands.

HE has excited domestic Insurrections amongst us, and has endeavoured to bring on the Inhabitants of our Frontiers, the merciless Indian Savages, whose known Rule of Warfare, is an undistinguished Destruction, of all Ages, Sexes, and Conditions.

我輩ヲ海外ニ送テ^{みだり}妄ニ害ヲ加ヘントスル為メナリ。

我近傍ニ一州ノ地ヲ占メ、其州内ニ元来英国寛裕ノ法律ヲ廢シテ自主自裁ノ政ヲ施シ、^{よつや}漸ク其境界ヲ広メテ、遂ニ其例ヲ以テ我諸州ヲモ独裁ノ政治ニ属セントスル為メナリ。

我州民ノ自カラ法令ヲ議定スベキ権ヲ奪却シテ、国王ノ徒党ヨリ我輩ヲ制スルノ権柄ヲ執ルトテ、之ヲ一般ニ布告セントスル為メナリ。

英国王ハ我州民ノ保護ヲ廢シ、我諸州ニ向テ^{いくさ}師ヲ遣リタルニ由テ、自カラ此諸州ヲ支配スルノ権ヲ棄タルナリ。

英国王、我近海ヲ掠メ我海岸ニ寇シ、我都府ヲ焼き我人民ノ命ヲ害セリ。

英国王、殺人滅国ノ暴政ヲ遂ゲント欲シ、方今ハ外国ノ大兵ヲ雇テ我国ニ送リタリ。其不義慘酷、往古ノ夷狄ト雖ドモ為ザル所ニテ、^{なま}豈文明ノ世ニ出テ人ノ上ニ立ツ者ノ挙動ナランヤ。

英国王、洋中ニ於テ我国人ヲ捕ヘ、強テ之ニ武器ヲ与ヘ、其本国ニ向テ其親戚朋友ヲ伐タシメントセリ。

英国王、我諸州ニ内乱ヲ起サシメテ、我州内ノ人民ヲ印度ノ野人ト同様ニ御セント欲スレドモ、印度人殺伐不仁ノ戦ト之ヲ同日ニ論ズ可ケンヤ。

これらの抑圧のあらゆる段階において、我らは最も謙虚な言葉をもって改善を請願してきた。我らの度重なる請願は、度重なる侮辱によって応えられたのみだった。このように専制君主の定義となりうるあらゆる行動によって特徴づけられる資質をもった君主は、自由な人民の統治者たるに不適当である。

我らは英国の同胞に対しても注意を怠ってきたわけではない。折に触れては英国の立法府が不当な権限を我らに対して及ぼそうとしていることを警告してきた。我らが祖国を出、この地に落ち着いた事情を想起させてきた。同胞たちの生来の正義心と度量に訴え、共通の血が流れる絆により、彼らがこれら、我らのつながりと交渉を必ずや絶ち切ることになる権利侵害を非とすることを懇請してきた。同胞らもまた正義と血縁の声に耳を傾けなかった。したがって、我らは我らの分離を宣言する必要性を認めざるをえず、祖国の同胞は他の人類と同様、戦時にあっては敵、平時にあっては友とみなさざるをえない。

ゆえに我らアメリカの連合諸邦 (the united States of America) の代表は連合会議に集い、世界の至上なる審判者に対し我らが意図の正当性を訴えて、これら植民地のよき人民の名と権威において、厳粛に公に宣言する。これら連合植民地 (United Colonies) は自由にして独立な国家であり、またそうであるべきものである。英国王に対する忠誠はいっさいこれなく、グレートブリテンとの間の政治的なつながりは完全に解消されており、またそうあるべきものである。諸邦は、自由にして独立な国家として、戦争を行ない、講和を締結し、同盟を結び、通商を確立し、その他独立国家が当然の権利として行ないうるあらゆる行為をなす完全な権限をもつものである。この宣言を支えるため、神の摂理への堅い信頼とともに、我らは相互にその生命、財産、そして神聖なる名譽を捧げあうことを約するものである。

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~synapse/hourei/USINDEP.pdf>

IN every Stage of these Oppressions we have Petitioned for Redress in the most humble Terms: Our repeated Petitions have been answered only by repeated Injury. A Prince, whose Character is thus marked by every Act which may define a Tyrant, is unfit to be the Ruler of a free People.

NOR have we been wanting in Attentions to our British Brethren. We have warned them, from Time to Time, of Attempts by their Legislature to extend an unwarrantable Jurisdiction over us. We have reminded them of the Circumstances of our Emigration and Settlement here. We have appealed to their native Justice and Magnanimity, and we have conjured them by the Ties of our common Kindred to disavow these Usurpations, which would inevitably interrupt our Connexions and Correspondence. They too have been deaf to the Voice of Justice and of Consanguinity. We must, therefore, acquiesce in the Necessity, which denounces our Separation, and hold them, as we hold the Rest of Mankind, Enemies in War, in Peace Friends.

WE, therefore, the Representatives of the UNITED STATES OF AMERICA, in GENERAL CONGRESS Assembled, appealing to the Supreme Judge of the World for the Rectitude of our Intentions, do, in the Name, and by Authority of the good People of these Colonies, solemnly Publish and Declare, That these United Colonies are, and of Right ought to be, FREE AND INDEPENDENT STATES; that they are absolved from all Allegiance to the British Crown, and that all political Connexion between them and the State of Great-Britain, is, and ought to be, totally dissolved; and that as FREE AND INDEPENDENT STATES, they have full Power to levy War, conclude Peace, contract Alliances, establish Commerce, and to do all other Acts and Things which INDEPENDENT STATES may of Right do. And for the Support of this Declaration, with a firm Reliance on the Protection of DIVINE PROVIDENCE, we mutually pledge to each other our Lives, our Fortunes, and our sacred Honour.

John Hancock...略

苛刻ノ法令ヲ出ス毎ニ、余輩、言ヲ卑フシ謹テ願訴シタレドモ嘗テ之ヲ聴カズ、随テ願訴スレバ随テ之ニ報ユルニ惨毒ヲ以テシ、一令出ル毎ニ其暴政タルヲ証スルニ足レリ。斯ノ如キ暴君ハ自由寛裕ナル人民ノ上ニ置ク可ラズ。

又我輩、我本国タル英国ノ人民ニモ注意セザルニ非ラズ。英国ノ人民ガ法ヲ議シテ非道ノ政治ヲ我諸州ニ加フルコトニ付テハ、我輩屢々之ニ忠告シ、昔我輩ノ英国ヲ去テ此国ニ移住セシトキノ景況ヲモ述べ、英国人一般ノ正論ヲ請ヒ、或ハ骨肉ノ縁ヲ以テ懇談シ、斯ク暴政ヲ行ヒナバ遂ニハ双方ノ交際モ絶ユベキガ故ニ、之ヲ弁論周旋スベシト反覆請求シタレドモ、英国人民モ共ニ是レ聾盲ニシテ、嘗テ之ガ為メ正論ヲ唱ヘズ、又骨肉ノ縁ヲモ顧ミズ、故ニ我輩止ムヲ得ズシテ交ヲ絶チ、英人ヲ見ルコト猶他国人ヲ待遇スルノ如クシテ、戦ニハ之ヲ敵トシ、太平ニハ之ヲ友トスベシト決意シタリ。

故ニ亜米利加合衆国ノ名代人タル我輩、其論説ノ正否ヲ世界中ノ公評ニ質サンガ為メ、コノ二会同シテ、州内良民ノ名ニ代リ州内良民ノ権ヲ籍リ、謹テ次件ヲ布告ス。合衆諸州八固ヨリ独立スルノ理ヲ以テ独立シ、英国ト交ヲ絶チ、英国ノ支配ヲ受ケズ。固ヨリ之ト離別スルノ理ヲ以テ之ト離別シ、且既ニ不羈独立ノ国ト為リタルガ故ニ、或ハ師ヲ出シ或ハ和睦ヲ議シ、或ハ条約ヲ結ビ或ハ貿易ヲ為ス等、都テ独立国ニ行フベキ事件ハ我国ニ於テモ之ヲ施行スルノ全権アリ。右布告ノ趣旨ハ、余輩天道ノ扶助ヲ固ク信ジテ、幸福ト榮名ヲ此一挙二期シ、死ヲ以テ之ヲ守ルモノナリ。

十三州ノ名代人四十八名調印
〔『西洋事情』初編 慶応二年〕

5 フランス人権宣言（1789年） 1789年の人と公民の権利の宣言

前文

フランス人民の代表者たちは、国民議会として構成され、人の権利に対する無知や忘却や無視が公衆の不幸と政府の腐敗の唯一の原因であることを考察し、神聖で譲り渡しえない人の自然権を、厳粛な宣言において示すことを決意した。その目的は、この宣言が、社会全体のすべての構成員に絶えず示され、かれらの権利と義務を不断に想起させるためであり、立法権力と執行権力の行為が、すべての政治制度の目的とつねに比較されうることによって一層尊重されるためであり、公民の要求が、以後、簡潔で争いの余地のない原理に基づくことによって、つねに憲法の維持と万人の幸福に向かうためである。かくして、国民議会は、最高存在を前にしてその加護のもとに、以下の人および公民の諸権利を承認し、宣言する。

第1条（自由・権利の平等）

人は、権利において自由かつ平等なものとして生まれ、生存する。社会的区別は、共同の利益にのみ基づくものでなければ、設けられない。

第2条（政治的結合の目的と権利の種類）

すべての政治的結合の目的は、時効によって消滅することのない人の自然的諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全、圧制への抵抗である。

第3条（国民主権）

すべての主権の根源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明白に由来しない権威を行使することはできない。

第4条（自由の定義・権利行使の限界）

自由とは、他人を害しないすべてのことをなすうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法律によってでなければ定められない。

DÉCLARATION DES DROITS DE L'HOMME ET DU CITOYEN DE 1789

Les Représentants du Peuple Français, constitués en Assemblée nationale, considérant que l'ignorance, l'oubli ou le mépris des droits de l'homme sont les seules causes des malheurs publics et de la corruption des Gouvernements, ont résolu d'exposer, dans une Déclaration solennelle, les droits naturels, inaliénables et sacrés de l'homme, afin que cette Déclaration, constamment présente à tous les membres du corps social, leur rappelle sans cesse leurs droits et leurs devoirs ; afin que les actes du pouvoir législatif, et ceux du pouvoir exécutif pouvant être à chaque instant comparés avec le but de toute institution politique, en soient plus respectés ; afin que les réclamations des citoyens, fondées désormais sur des principes simples et incontestables, tournent toujours au maintien de la Constitution, et au bonheur de tous. En conséquence, l'Assemblée nationale reconnaît et déclare, en présence et sous les auspices de l'Être Suprême, les droits suivants de l'homme et du citoyen.

Article premier

Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits. Les distinctions sociales ne peuvent être fondées que sur l'utilité commune.

Article II

Le but de toute association politique est la conservation des droits naturels et imprescriptibles de l'homme. Ces droits sont la liberté, la propriété, la sûreté et la résistance à l'oppression.

Article III

Le principe de toute Souveraineté réside essentiellement dans la Nation. Nul corps, nul individu ne peut exercer d'autorité qui n'en émane expressément.

Article IV

La liberté consiste à pouvoir faire tout ce qui ne nuit pas à autrui : ainsi l'exercice des droits naturels de chaque homme n'a de bornes que celles qui assurent aux autres Membres de la Société, la jouissance de ces mêmes droits. Ces bornes ne peuvent être déterminées que par la Loi.

第5条（法律による禁止）

法律は社会に有害な行為しか禁止する権利をもたない。法律によって禁止されていないすべての行為は妨げられず、また、何人も、法律が命じていないことを行うように強制されない。

第6条（一般意思の表明としての法律、公民の立法参加権）

法律は一般意思の表明である。すべての公民は、自分で、またはその代表者によって、その形成に協力する権利をもつ。法律は、保護を与える場合にも、処罰を加える場合にも、すべての者に対して同一でなければならない。すべての公民は、法律の前に平等であるから、その能力にしたがって、かつ、その徳行と才能の区別以外の区別なしに、等しく、すべての位階、地位および公職に就くことができる。

第7条（適法手続きと身体の安全）

何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。恣意的な命令を要請し、発令し、執行し、または執行させた者は、処罰されなければならない。ただし、法律によって召喚され、または逮捕されたすべての公民は、直ちに服従しなければならない。その者は、抵抗によって有罪となる。

第8条（罪刑法定主義）

法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならない。何人も、犯行に先立って設定され、公布され、かつ、適法に適用された法律によらなければ処罰されない。

第9条（無罪の推定）

何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合でも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって厳重に抑止されなければならない。

第10条（意見の自由）

何人も、その意見の表明が法律によって定められた公の秩序を乱さない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見について脅かされないようにされなければならない。

Article V

La Loi n'a le droit de défendre que les actions nuisibles à la Société. Tout ce qui n'est pas défendu par la Loi ne peut être empêché, et nul ne peut être contraint à faire ce qu'elle n'ordonne pas.

Article VI

La Loi est l'expression de la volonté générale. Tous les Citoyens ont droit de concourir personnellement, ou par leurs Représentants, à sa formation. Elle doit être la même pour tous, soit qu'elle protège, soit qu'elle punisse. Tous les Citoyens étant égaux à ses yeux, sont également admissibles à toutes dignités, places et emplois publics, selon leur capacité, et sans autre distinction que celle de leurs vertus et de leurs talents.

Article VII

Nul homme ne peut être accusé, arrêté, ni détenu que dans les cas déterminés par la Loi, et selon les formes qu'elle a prescrites. Ceux qui sollicitent, expédient, exécutent ou font exécuter des ordres arbitraires, doivent être punis ; mais tout Citoyen appelé ou saisi en vertu de la Loi doit obéir à l'instant : il se rend coupable par la résistance.

Article VIII

La Loi ne doit établir que des peines strictement et évidemment nécessaires, et nul ne peut être puni qu'en vertu d'une Loi établie et promulguée antérieurement au délit, et légalement appliquée.

Article IX

Tout homme étant présumé innocent jusqu'à ce qu'il ait été déclaré coupable, s'il est jugé indispensable de l'arrêter, toute rigueur qui ne serait pas nécessaire pour s'assurer de sa personne, doit être sévèrement réprimée par la Loi.

Article X

Nul ne doit être inquiété pour ses opinions, même religieuses, pourvu que leur manifestation ne trouble pas l'ordre public établi par la Loi.

第 1 1 条 (表現の自由)

Article XI

思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての公民は自由に、話し、書き、印刷することができる。ただし、法律によって定められた場合にのみ、その自由の濫用について責任を負う。

La libre communication des pensées et des opinions est un des droits les plus précieux de l'Homme : tout Citoyen peut donc parler, écrire, imprimer librement, sauf à répondre de l'abus de cette liberté, dans les cas déterminés par la Loi.

第 1 2 条 (公権力)

Article XII

人および公民の権利の保障は、公権力を必要とする。したがって、この権力は、すべての者の利益のために設けられるのであり、それが委託される者の特定の利益のために設けられるのではない。

La garantie des droits de l'Homme et du Citoyen nécessite une force publique : cette force est donc instituée pour l'avantage de tous, et non pour l'utilité particulière de ceux auxquels elle est confiée.

第 1 3 条 (租税の分担)

Article XIII

公権力の維持および行政の支出のために、共同の分担金が不可欠である。それは、すべての公民の間で、その能力に応じて、平等に割り振られねばならない。

Pour l'entretien de la force publique, et pour les dépenses d'administration, une contribution commune est indispensable. Elle doit être également répartie entre tous les Citoyens, en raison de leurs facultés.

第 1 4 条 (租税に関与する公民の権利)

Article XIV

すべての公民は、みずから、またはその代表者によって、公的負担金の必要性を確認し、それを自由に承認し、その用途を追跡し、かつその率、基準、徴収、期間を決定する権利をもつ。

Tous les Citoyens ont le droit de constater, par eux-mêmes ou par leurs Représentants, la nécessité de la contribution publique, de la consentir librement, d'en suivre l'emploi et d'en déterminer la quotité, l'assiette, le recouvrement et la durée.

第 1 5 条 (行政の報告を求める権利)

Article XV

社会は、すべての官吏に対して、その行政について報告を求める権利をもつ。

La Société a le droit de demander compte à tout Agent public de son administration.

第 1 6 条 (権利の保障と権力分立)

Article XVI

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもつことにはならない。

Toute Société dans laquelle la garantie des Droits n'est pas assurée, ni la séparation des Pouvoirs déterminée, n'a point de Constitution.

第 1 7 条 (所有の不可侵、正当かつ事前の補償)

Article XVII

所有は、不可侵かつ神聖な権利であり、適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当かつ事前の補償のもとでなければ、何人もそれを奪われない。

La propriété étant un droit inviolable et sacré, nul ne peut en être privé, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indemnité.

6 新約聖書 ローマの信徒への手紙 13 . 1

翻訳の違いで意味が正反対に

「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものだからです。」(新共同訳)

社会の権威を無条件に肯定している。ルイ 14 世時代に王権神授説を唱えたボシュエもこの箇所を国王の権威が神に由来する根拠としていた。

「人はみな、すぐれた権威には従うべきです。じつに、神の下にあるのでなければ、それは権威ではありません。神の下にあってこそ、権威として命令を出せるものだからです。」(本田哲朗訳『パウロの「獄中書簡」』)

社会の権威は条件付きで肯定。権威が神の下にあるものかどうか、常に検証されなければならない。もし、その権威が神の下にないと判断されたら、その命令に従う必要はないということになる。

7 ルターの宗教改革

・「九十五カ条の提題」(抄訳=山内貞男)

(1517年10月31日、ウィッテンベルク教会の門に張り出す。)

27. 金銭が献金箱の中へ投げ入れられてチャリンと鳴るやいなや、魂は(煉獄から)飛び出すと言う人たちは、人間〔の教え〕を説教している。

37. 真のキリスト教徒はだれでも、生きていては死んでいない者であれ、免償状がなくとも彼自身への神からの賜物として、キリストと教会のすべての財宝に与かっている。

45. 貧窮者を見てもこれを無視しながら、免償のためには金銭を払う人は、教皇の免償状ではなくて、神の不興を買うことを、キリスト教徒に教えなければならない。

・『キリスト者の自由』(1520年)

第一 「キリスト者は自由」「キリスト者は奉仕し服従する」

この相矛盾する二つの命題をどう考えるべきか。

第二～第四 信仰のない行為は無意味。偽善者でもできる。

第五～第十三 「義たらしめるのは信仰のみ」(「信仰義認」)

第十四～第十七 「我々は祭司なのである。」(「万人祭司」)

聖書では学者や聖職者達を「奉仕者、僕、執事」と呼び、奉仕や事務や説教の任務を負わせた。それ以外に平信徒との区別はない。

第十八～第二十五 行為(善行や儀式への参加)は信仰から自然に生じるもの。救われようとして行為をおこなってはならない。

第二十六～第三十 信仰と、愛による他者への奉仕こそがキリスト教的自由

・ヴォルムス帝国議会での発言(1521年)

「諸君は聖書そのものにより、あるいは道理にかなった理由によって私の説に反対すべきである。」

「聖書に書かれていないことを認めるわけにはいかない。私はここに立っている。それ以上のことはできない。神よ、助けたまえ」

8 カルヴァンの「聖遺物」批判

・『聖遺物について』(1543年)

「聖遺物」を収集し崇拜の対象とする行為は迷信であり、真の信仰を歪める偶像崇拜に陥ると主張を、例えば、イタリア、フランス、ドイツなどの教会でキリストが架けられた本物の十字架だとして崇め祭られているものをかき集めると300人の男がかかっても運ぶことができないほどの大量の木片になるとか、すべての使徒は4体以上の遺体を持っていることになるとかいう事実を具体的に列挙することによって説得的に述べている。

「イエス・キリストをその言葉、その秘蹟、またその精神的恩恵に求めようとしないで、ひとびとが習慣にならってその衣服、その下着、またその布切れの収集に没頭したこと」で、「付属品を追求し、肝心なものを疎かにした」。

「使徒、殉教者また他の聖者についても同様であった。というのは彼らの模範を追い、彼らの生涯を追い慕うことをしないで、彼らの遺骨、肌着、帯、帽子、また同じような詰まらない品々を宝物として珍重し貯蔵することにあらゆる熱意を傾けた。」

「イエス・キリストの聖遺物を保存することは彼に対して払う尊敬のためであり、また彼の最上の記念であると主張するならば、そのことは深い敬虔と熱意の表れであることを私は十分理解する。」しかし、(...)「それから来るであろう利益と危険を対置し吟味しなければならない。」(...)「私はそれによってひとが突如として明白な偶像崇拜に走ることを認め、しかしひとが少しずつ一つの誤謬から他の誤謬に移り、ついに極端に道を踏みはずすことになる。」

被差別部落の住民「大円居士」の当初というかたちをとって発表された部落解放論。最下層の立場をとって初めて真の平等が実現するとする。中江兆民が主筆となった大阪の毎日新聞「東雲新聞」(1888年1月15日創刊)に、(一)1888年2月14日、(二)同年2月24日 掲載。下記は(二)の全文。

新民世界

左の一編は府下渡辺村住居の大円居士より寄送せられたるものなり。その論旨大いに見るべきものあれば特に本紙本日的首款を割愛すると云爾。
編者識

136 135 新民世界

余はさきに貴社新紙の余白を汚塗するの栄を得て、筆墨上始て公ら士族平民諸君に面謁することを得たる旧穢多の一塊肉にして、即ち新平民の一人物なり。そもそも公ら並にわれらが公然の生活を支配し管轄する所の習慣世界なる者は何ぞその狭隘なるや。何ぞその枯淡なるや。何ぞその融通に貧にして潤沢に乏しきや。習慣世界なる者は不十分なる論理の陳列場たるに過ぎざるが故に、一たび背面より諷刺するときは旧弊の雲霧は依然としてその間に磅礴し、聡者もその耳を蔽はれ、明者もその目を昧せられ、智慧もその光を放つこと能はず、感情もその焰を發すること能はずしてほとんど人をして頑冥不靈なる曠塊もしくは巖石の堆積所かと疑はしむる者あり、何ぞや。彼の公明なる法律は同一人類の中において妄に一線を劃し、甲の族を貴となし乙の族を穢となしたるを悔ひて、自ら過を改め公らとわれらとを一混して同一平民となしたるに管せず、公ら士族平民諸君はなほ畏顧しなほ忌避して、いまだ敢てわれらと手を一堂の上に執り觸を一案の前に挙げ、団樂環坐し相共に箸を把りて同一鍋の牛鶏肉を賞味すること能はざるは何ぞや。これ固より公明なる法律の許す所なり。これ自ら頑冥なる習慣の禁ずる所ならん。ああ公ら千百万士族平民諸君の智慧を昧まし、感情を鈍らし、自ら矛盾せしめ、自ら論理を錯まらしめ、同一社会中の同一人類を忌嫌してこれと一團聚をなすこと能はず、甘んじて自ら翦伐し自ら切断して寡弱の勢を救ふこと能はず。公ら何ぞ習慣の苦慮を受けて自ら脱すること能はざるや。

牛雞肉は自ら牛雞肉なり。われらの体軀にはあらざるなり。葡萄酒は自ら葡萄酒なり。われらの血汁にはあらざるなり。われらの臟腑は穢なしとするも、われらの血汁は汚なしとするも、われらいまだ彼の牛雞肉を愛して我が肉となし、彼の葡萄酒を愛して我が血となすが如き、怪奇謬妄神通不可思議の妙術を学びしことならず。公ら何を憚り何を畏れてわれらと交歓する能はざるや。

われらの同僚中には死獸の皮を剥ぐ者あり。公らの同僚中には死人の皮を剥ぐ者あるにあらずや。獸の皮を剥ぐ者これを穢多といひ、人の皮を剥ぐ者これを醫師といふ、何の論理法ぞや。われらの同僚中には死人の衣を纏ぐ者あり。公らの同僚中には生人の衣を纏ぐ者あるにあらずや。われらの同僚中には飲食を乞ふ者あり。公らの同僚中には俸給を乞ふ者あるにあらずや。兄弟の手を捻る者あるにあらずや。長官の髭を撫でる者あるにあらずや。生馬の目を抜く者あるにあらずや。詐欺取財をなす者あり、放火盜賊をなす者あり、監守盜をなす者あり、賄賂を行ふ者あり、賄賂を受くる者あり、正妻を放逐して權妻を取上ぐる者あり、陽に会社を設けて陰に金錢を分け取りする者あり、官勢に憑拠して私利を經營する者あり、その他種々悪字面の形容詞を身に負ふて、他人のために爪弾きせらるる者公らの同僚中沢山あるにあらずや。これらは皆高帽狹袴の妖怪といふべし。我が蓬頭跣足糞糞百結の偷兒に比すれば、その社会に毒し公衆に穢すること何如ぞや。

138 137 新民世界

公ら果してわれらの家系の故を以てわれらを異類視し、われらを下等視するといふか。われらの先祖は印度人なるか、支那人なるか、百兒矢人か、韃靼人か、更にその先祖のまた先祖に溯るときは伏羲か神農か、將た惡当、依娃か、怒々幾々たる譜牒の事はわれらこれを記憶せざるなり。公ら士族平民諸君も恐らくは記憶せざるべし。しかれば則ち解剖的生理的に由りて論ぜんに、公らの腦髓胃腸とわれらの腦髓胃腸と其の形状果して相異なるか。これら體機的作用は果して相異なるか。先祖既に同じく、体格既に同じく、運営の理既に同じきにおいては、唯智識の別あるのみ。われら新民中智識ある者は馬車に乗るも可なり、高樓に住むも可なり。公ら士族平民中智識なき者は既に現に紙屑を拾ふにあらずや。ああ平等は天地の公道なり、人事の正理なり。公ら何ぞ彼の官啞に等しき習慣の束縛を脱すること能はざるや。公らいまだ自家心性の束縛すら脱すること能はざるにおいては、何に由りて真の平等に進入するを得んや。

公ら妄に平等旨義に浸淫して、公らの頭上にある所の貴族を喜ばざるも公らの脚下にある所の新民を敬することを知らず。平等旨義の実果していづくにあるや。公ら真に平等の妙味を旨へんと欲せば、請ふ速に習慣の世界を去りて法律の境界に入り、また更に進みて理学の区域に入れ。それしかる後、公ら封建世代の殘夢一覺して十九世紀の新天地の光を望むことを得ん。

10 水平社宣言

1922年3月3日京都市の岡崎公会堂における全国水平社創立大会で採択。日本の歴史上初めて被差別者自身が自主的な運動で解放を勝ち取ることを宣言した歴史的な文書。執筆者は当時27歳の西光万吉（奈良県の被差別部落の寺院、浄土真宗本願寺派西光寺に生まれ、幼なじみの阪本清一郎と共に水平社を共同設立する）。

' 5 ヤ
 C ヤ \$ \$ * ユテ 1 * ユテ D - G 。
 & リサ ・ ー シヤ
 C ヤ K \$ \$ * ユテ & リサ & サ) D ア (〇 :
) D ア \$ ウ サ メ ・ ミ ・ メ エ シヤ
 C ヤ % | 4 F H レ - 2 U メ 9 7
 b 〇 . \$ 1 t ヤ
 u
 K E ヤ 又 \$ \$ * ユテ & ソヨ
 4 3 4 F ^{ソテ} レ 1 C 4 1 & 4 F \$ ウ
 : C ヤ ハ l q C ノ ミ レ % | Q 1 G C ヤ
 % | 5 ソ 2 9 s ミ C ノ レ P S C ヤ & | ヤ
 C ノ C ヤ q C ノ 、 4 F h | ミ
 レ マ C ノ レ C ユリ メ ホ % | 4 F ソレ ニ d
 1 G C ヤ ニ C ノ ハ 1 * ユミヨレ P ミテ C ヤ 4 4
 % | 4 オ G / ヨ C ヤ オ | ス C ユ
 (* 4 オ G / ヨ C ヤ オ | ス C ユ
 1 C ヤ \$ 2 5) D C ヤ % | (*) ス C ヤ s (*
 C ノ 〇 4 4 & % w 6 (*) ス ! オ メ 4 . " :
 u (*) C ノ レ C ユ \$ U A " ケ ヒ 2 = メ C ヤ r メ ネ
 4 F " ケ ノ C ヤ \$ U A) 3 - Z ハ メ C ヤ i
 ソ 4 F) 3 - Z ニ C ヤ リ ホ ソ % | ワ / ネ
 ニ フ レ a 。 チ ワ C ヤ ナ v 4 F
 - C ヤ オ ユ C ノ C ユリ チ C ヤ リ メ C ヤ ホ -
 フ 4 F \$ 9 ニ チ ヤ (スチレ C ユ 6 (*)
 リ | チ 1 〇 ヤ (又 レ C ユ u (*) C ヤ リ * 3 p \$ 8
 \$ T ミ (又 レ C ユ
 又 2 ス P . v (又 レ C ユ
 C ヤ ニ ユ ヤ . * イ N v - Q C ノ C ヤ
 \$ 2 5 1 メ C ヤ 4 F h | メ C ユリ チ メ q
 レ ミ C ヤ ラ レ ソ C ヤ 4 F ソレ P 又 ラ
 ニ # C ノ ソ C ヤ ニ b r | イ 6 5 \$ /
 ヤ ス C ユ
 E \$ C ヤ ニ ハ メ ! r C ユ
 q イ ス C ヤ 4 F 6 ス
 " ¥ ヤ